財團法人 協調會福岡出張所

業員に對し特別手當をさるること

7、食費は從來食料品に對し余りに高く營利を目的とする下宿屋以上の食費と愚考致されるに付他の會社と比較せられ同一價額とせらるること

8、從業員を今少し世間並に取扱ふこと、言ひ換へれば信頼して貰ひたい、自重もして貰ひたい、例へば今度の中村の事件の如き場合戒れ自らか第一に從業員を疑ひ或を廻るか如きは自重され、他人か疑ふ如きことある場合は先づこれが外部に洩れざる樣防ぎて善處する事にして戴きたい

9、從業員一人を解雇さるるにしても一應年功者にでも相談に預りたし

右の通り從業員の決議により歎願候也

社團法人 協調會福岡出張所

ら、團體交渉會議開催に際し大會の決議を以て當局に要求する事項を決定し、之が實現を期する爲め全員業務を抛棄して當局の速かなる處置を求むるものである。

十一、團體交渉（書面要求）

一、從業員の自由意志を以て組合を脱退したる者は、脱退後一年間は再び組合に加入せしめざること

二、組合は從業員の採用に關し、會社の人事權を侵さざること

三、會社は從業員の解雇を行ふ場合は、豫め組合と協議すること

四、從業員の賃金は毎月二十日に支拂ふこと

五、從業員の賃金は最低一日金壹圓五拾錢とすること

六、從業員の賃金は一日八時間勞働に對するものとすること

七、從業員の賃金は毎月一回增額すること

八、從業員の賃金は毎月一回增額すること

九、從業員の賃金は毎月一回增額すること

十、從業員の賃金は毎月一回增額すること

十一、從業員の賃金は毎月一回增額すること